



# 新リース会計基準との 向き合い方

金子真一税理士事務所  
代表 金子 真一

# Agenda

- 第1回 親会社の担当者は大変！
- 第2回 子会社が求められること
- 第3回 新リース会計と中小企業
- 第4回 リース取引に関する日本の会計基準の変遷
- 第5回 新リース会計基準の簡便的な取扱い
- 第6回 リース取引に係る税法ルール
- 第7回 新リース会計における具体イメージ

# 第5回 新リース会計基準の簡便的な取扱い

# 新リース会計基準

①公共施設等運営権の取得

契約がリースに該当するか否かにかかわらず、  
適用対象外

②鉱物・石油等を探査・使用する権利の取得

契約がリースに該当する場合、適用は任意  
(会計基準第4項)

③無形固定資産のリース

契約がリースに該当する場合、適用対象

④上記①から③以外のリース  
(有形固定資産のリースなど)

# 新リース会計基準

## リースの定義 会計基準第6項

原資産を使用する権利を  
一定期間にわたり  
対価と交換に移転する契約  
(又は契約の一部分)

## リースの識別の判断 適用指針第5項

契約が特定された資産の使用を支配する権利を  
一定期間にわたり  
対価と交換に移転する場合  
当該契約はリースを含む

- ✓ 顧客が資産から生じる経済的  
利益のほとんどすべてを享受  
する権利を有する
- ✓ 顧客が資産の使用を指図する  
権利を有する

# 不動産賃貸借契約もリース！？

不動産リースへの定義要件のあてはめ

これまで旧適用指針19項・20項にてオペレーティングリースとして費用処理

⇒リース資産・負債としてオンバランスが必要に！？

資産は特定されているか

契約書にて、住所やビルのどのフロアなどが明記

資産の稼働能力割合として指定されている

借手は建物のフロアをどのように使用するかについて意思決定権を有している

貸手に実質入替権がある

貸手には、一般的に入替権はない

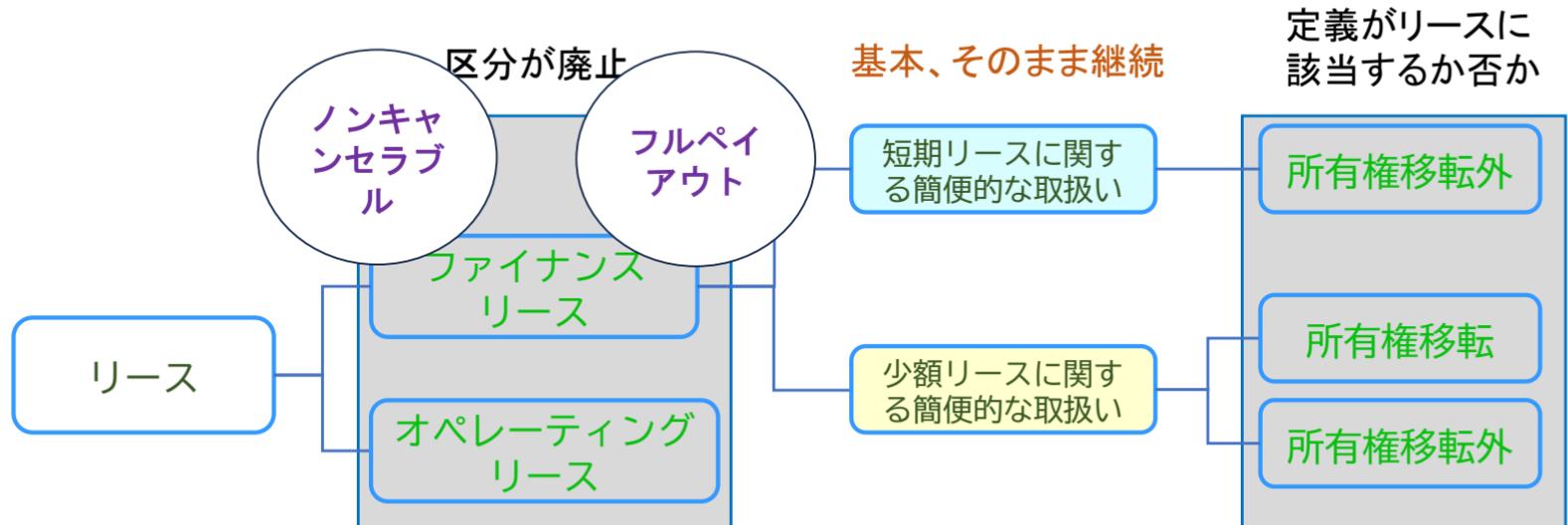
テナントは経済的利益のほとんど全てを享受している

借手が資産を独占的に使用する権利を有している

テナントが資産の使用に関する決定権を有している

借手は、一般的に資産をどのように使用するかについての意思決定権を有している

# 新リース会計基準



# 短期リースに関する簡便的な取扱い

## 短期リース

リース開始日に借手のリース期間が12カ月以内で  
購入オプションを含まないリース

- ✓ リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上しない
- ✓ 借手のリース料を借手のリース期間にわたって  
原則として定額法により費用として計上することができる

# 少額リースに関する簡便的な取扱い

## 少額リース

- 借手のリース料が費用処理基準額以下  
または
- 企業の事業内容に照らして重要性が乏しく、  
リース契約1件あたりの金額に重要性が乏しい  
または
- 新品時の原資産の価値が少額

- ✓ リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上しない
- ✓ 借手のリース料を借手のリース期間にわたって  
原則として定額法により費用として計上することができる

# 少額リースに関する簡便的な取扱い

## 費用処理基準額以下

通常の固定資産の取得でも購入時に費用処理される少額なもの

「重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース」

リース契約1件あたりの金額に重要性が乏しい

リース契約1件あたりのリース料総額300万円以下

「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース」

## 新品時の原資産の価値が少額

新品時のリース1物件ごとの価値が5,000US\$以下

「新品時の原資産の価値が少額であるリース」